議案第44号

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園保育料条例（平成27年南風原町条例第１号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年９月14日提出

南風原町長　城　間　俊　安

（提案理由）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第186号）の施行に伴い、ひとり親世帯等及び多子世帯の幼稚園保育料軽減を行うため、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園保育料条例（平成27年南風原町条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表中「（第１子の半額）」及び「（無料）」を削り、同表第２階層Ａの項定義の欄及び同表第３階層Ａの項定義の欄中「母子世帯等」を「ひとり親世帯等」に改め、同項第１子の欄中「5,300」を「3,500」に改め、同項中「2,650」を「０」に改め、同表の備考第２項中「母子世帯等」を「ひとり親世帯等」に改め、同表の備考第５項に次のただし書きを加える。

ただし、第２階層及び第３階層の子どもの範囲については６のとおりとする。

別表の備考第５項の次に次の１項を加える。

６　第２階層及び第３階層の世帯については、多子計算の算定対象となる範囲は支給認定保護者と生計を一にする負担額算定基準者とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南風原町立幼稚園保育料条例は平成28年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の南風原町立幼稚園保育料条例第３条の規定により行われた保育料の納付は、改正後の南風原町立幼稚園保育料条例の規定により行われた納付とみなす。